

「三・一朝鮮独立運動100周年記念講演とシンポジウム」報告書

中 田 光 信*

本稿は、龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センターが主催した2019年2月16日に開催した「三・一朝鮮独立運動100周年記念講演とシンポジウム」の報告内容である。シンポジウム構成は以下である。

第1部

講演「三・一独立運動の現代的意義」

〈日本の朝鮮植民地支配への最大の抵抗運動であった三・一運動の意義を現在の日本社会が持つ植民地主義の克服の課題と結んで〉

講 師 韓国独立記念館館長 李俊植（イチュンシク）さん

第2部

シンポジウム「日本の朝鮮植民地支配を次世代に伝えるために」

コーディネーター 大阪国際大学非常勤講師 永田貴聖、
日本製鉄元徴用工裁判を支援する会 中田光信
※ 学生・若者との相互討論を通じて議論を深めた。

【講師・シンポジストプロフィール】

○李俊植（イ・チュンシク）

* 龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センター 客員研究員

韓国独立記念館館長。延世大学社会学科卒業、延世大学大学院文学博士。延世大学国学研究院研究教授、京都大学人文科学研究所外国人教授、成均館大学東アジア学術院招聘教授、大統領所属親日反民族行為財産調査委員会常任委員、親日人名事典編纂委員会常任副委員長、韓国史会社会学副会長、民族問題研究所研究委員、近現代史記念館館長を務めた。日本の植民地支配下の民族解放運動史を専攻し、その時期の東アジアの映画史や移住史、韓国の過去清算などにも関心を持っている。主な著書：『日帝強占期社会と文化—植民地朝鮮の生と近代』『農村社会の変動と農民運動』、『朝鮮共産党成立と活動』、『植民地時代の検閲と韓国文化』（共著）、『日帝ファシズム支配政策と民衆生活』（共著）など。

○永田貴聖（ながた あつまさ）

大阪国際大学国際教養学部非常勤講師・「国際社会学」担当。龍谷大学政策学部非常勤講師・「人権論B」担当。祖父母が在日韓国人のコリア系日本人。龍谷大学政策学部非常勤講師・「人権論B」担当。専門は文化人類学、移民研究（主にフィリピン系移民）。日本移民学会編集委員。主な著書：「宗教関係施設を通じたフィリピン人移住者たちのネットワーク—京都市・希望の家を事例に」『現代日本の宗教と多文化共生—移民と地域社会の関係性を探る』高橋典史・白波瀬達也・星野壮（編）2018年4月、明石書店。『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』2011年3月、

ナカニシヤ出版。

○【コーディネーター】

中田光信（なかた みつのぶ）

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会。1997年に日鉄大阪工場に強制動員された元徴用工被害者2名が大阪地裁に提訴して以降、支援活動を続けて現在に至る

1 講演とシンポジウムの開催趣旨について

明治維新を機に近代国家としての道を歩み始めた日本は、北海道（アイヌモシリ）や沖縄（琉球）などの周辺領域を取り込みながら国民国家の形成を図るとの同时对外的には「脱亜入欧」のかけ声のもとで「遅れてきた」帝国主義国家として朝鮮半島の支配権を確固たるものとするために日清・日露戦争を経て1910年に大韓帝国（当時）を併合（植民地化）した。

さらに中国大陸、アジア太平洋全域へと侵略の道をひた走り1945年の敗戦と同時に明治以降拡大し続けて来た「大日本帝国」の領土を放棄することによって「植民地宗主国」としての地位も同時に失うこととなった。しかし、戦後70数年を経て日本社会には「嫌韓」「嫌中」と言った「ヘイト・スピーチ」があふれ、対策法ができたものの耳を覆いたくなるようなかつての大日本帝国の植民地主義に根差す差別的言動が公然となされている。いまあらためて戦後日本社会が朝鮮植民地支配の歴史に誠実に向き合ってきたのかが問われている。昨年10月30日と11月29日に韓国大法院が日本企業（日本製鉄、三菱重工）に強制動員被害者に対する損害賠償を命じる判決を出したが、これに対する「韓国バッシング」とも言える政府やマスコミの過剰な反応の底流に「植民地宗主国」としての意識があると言っても過言ではない。

日韓関係の修復の兆しがまったく見えない状況で私たちがすべきことは過去の歴史を複眼的に見つめなおすことである。例えば、司法の観点から今回の韓国の最高裁判決を見てみると日本の主たるメディア報道から読み取れない事実がわかる。広島三菱重工の元徴用工補償請求訴訟の弁護団代

表。在外被爆者訴訟にも取り組んだ弁護士である在間秀和は以下のように司法の観点から個人請求権の妥当性を説明している。「欠ける痛みへの理解 視標「韓国元徴用工判決」（2018年11月6日配信）」47 News 地方紙と共同通信のよんななニュース、<https://www.47news.jp/3020096.html>、（2019年12月1日アクセス日）

戦時中、日本製鉄（現新日鉄住金）で働かされた韓国人元徴用工に損害賠償を支払うよう同社に命じる判決が韓国最高裁で確定した。大きく取り上げた日本のマスコミの論調は、ニュアンスの違いはあるものの、韓国政府の責任を厳しく指摘し、韓国最高裁を非難する内容が大勢であった。安倍晋三首相はこの判決を予想していたかのように「国際法に照らしてあり得ない判決だ」と発言した。マスコミの中には、この日本政府の厳しい対応を「当然」と評価する論調もある。だが果たしてこのような対応で良いのだろうか。今回の判決は最高裁で長い審理の末示された。判決には13人の判事のうち5人が個別意見、2人が反対意見を述べている。最高裁でも相当深刻な議論が交わされたことがうかがえる。私は1995年から日本での元徴用工裁判に関わってきたが、この判決を冷静に、そしてもっと真摯（しんし）に受け止めるべきだと思う。

まず問われるべきは首相の発言だろう。国家間協定によって個人請求権も本当に放棄されたことになるのか。「否」という答えが国際法の一般的な解釈だ。そのことは91年8月に当時の外務省条約局長が参院での答弁で認め、94年度の外務省調査月報においても改めて確認されている。また国の責任が追及された裁判（例えば55年に提訴された原爆訴訟やその後のシベリア抑留訴訟など）では国自らが主張してきた。日本政府は65年の日韓請求権協定で「個人請求権は解決済み」と強調する。「長年の協議の末、国家間で合意し、莫大（ばくだい）なお金を払ったのだから、後になって蒸し返すことは許されない」との論は一見もっともに思われる。安倍首相もその

ことを言いたかったのだろう。

しかし、協定によって被害者個人の権利が消滅するという見解は国際法の常識に反するし、これまで繰り返し示されてきた日本政府の見解にも反している。協定で「完全かつ最終的に解決」といくら修飾語が付されて解決済みが力説されても、この理に変わりはない。ここで考えるべきことは、国と国との間で「解決済み」とされたのに、なぜ被害者個人が裁判にまで訴えるのか、という問題だと思う。そして、国家間では「解決済み」とされているが、肝心の当事者本人は納得できていない現実がある。

そのような事態を招来したのは、その協定を締結した国家の責任というほかないのではないか。またその国家というのは韓国だけなのか、というもう一つの問題がある。確かに、韓国では協定に基づく巨額の資金のうち数%しか戦争被害者に支払われなかった。これは、当時の韓国政府の重大な責任だ。では、日本政府に全く責任はないのか。日本政府が自ら引き起こした戦争の責任を真摯に認め、韓国の被害者たちが受けた被害に対する賠償であると真に受け止めることができているのなら、その人たちが個人の権利を振りかざし訴訟を起こすことは、そもそもないだろう。

日韓協定は51年から14年もの歳月をかけて締結された。問題はその間の日本政府の対応にあったのではないか。植民地支配の責任を否定し、賠償額の減額に腐心してきた態度一。これでは被害者はいくら巨額の賠償金でも納得できないだろう。日本側に最も欠けているのは、長年の植民地支配に苦しんだ人たちの痛みを理解しようとする姿勢だと思う。

センターが本企画を立案した背景として、今年は、三・一朝鮮独立運動からちょうど100周年を迎える年であり韓国併合から9年目に朝鮮半島全土を席捲した日本の植民地支配に対する最大の抵抗運動であった三・一独立運動のもつ歴史的・今日的意義を学ぶことの意義は大きい、と考えた。日本は過去の植民地支配の意味を再考することは

日韓関係が最悪であると言われている今だから必要と考える。戦地に多くの若者を送り、植民地支配に協力した日本の大学機関は同じまちがいを繰り返さないためにも、歴史を複眼的に見つめなおす作業を繰り返す行い責務がある。同時に次世代に刷り込み的知識ではなく、自分自身の歴史観をもってもらうために、ソウル安重根記念館主催の「国際英語ワークショップ」に龍谷大学の学生が2年連続で参加した。その「国際英語ワークショップ」またセンター企画の日韓次世代交流事業の一環である「済州島フィールドワーク」に参加した学生との討論を通じて未来志向の日韓関係を構築するために何が必要かを明らかにするために企画・開催したものである。

2 第一部の講演について

「三・一運動の歴史的意義」 李俊植韓国独立記念館館長

日本では一般的に三・一運動は、日本の植民地支配に対する朝鮮民族の抵抗・独立運動であったと紹介されるが、李俊植（イジュンシク）韓国独立記念館館長によれば三・一運動の本質は「民族の自主独立をめざした民族革命を超えて国民主権に根ざす民主共和国建設をめざす民主革命」であったとされる。

講演要旨（以下の講演・発言内容についての文責は筆者）

「三・一運動は東アジアのみならず世界に直結する運動であった。「太極旗」は1948年に朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が独立するまでは北でも現在の国旗ではなく「太極旗」が掲げられていた。北も南も独立運動という共通の「資産」を共有している。朝鮮を立憲民主主義国家にしようと目指した二人の活動家がいる。同じ故郷出身のふたりは名前をそれぞれ「金立」「許憲」と変えた。それは彼らの目指すものが「立憲」民主主義であることを意味した。三・一直接後の天道教の新聞にすでに臨時政府樹立のことが書かれている。1944年の大韓民国臨時憲章の前文に「三・一大革命」という言葉が使われているがそれは「帝国」

が「民国」にかわった「革命」を意味する。

沿海州の「朝鮮民国臨時政府(天道教)」も「民国」を掲げ「漢城の臨時政府」も民主制と代議制を掲げた。韓国人で世界平和を初めに唱えたのが安重根である。三・一独立宣言の文章の中に読み落とされることがしばしばあるが「世界平和」が書かれている。韓国の独立運動家で独立後の国のあり方として武力で制圧しようとする「強国」を目指した運動家は一人もいなかった。彼らは韓国の独立が東洋平和、世界平和につながる近道だと考えていた。だから彼らは自国独立のために中国革命、ロシア革命に身を投じた。

三・一運動は民主主義実現を目指した運動であった。「君主制との革命的断絶と民主共和国志向」をもった民族の自主独立をめざした民族革命を超えた国民主権に根ざす民主共和国建設をめざす革命であった。それは三・一独立宣言直後の1919年4月に発表された大韓民国上海臨時政府の掲げる「大韓民国臨時憲章」¹⁾の第一条が臨時政府が掲げて立つ政治体制は、かつて歴史上はじめて「民国」という言葉が使われたことに集約されている。第三条はすべての国民の平等を規定するが、男女平等を掲げたのが革命的である。第四条では「信教言論著作出版結社集会信書住所移転身体及び所有」などの自由権を規定した。第五条は選挙権の規定である。第三条と第五条を結合させると女性の参政権が認められる。アメリカやイギリス、中国・日本なども女性の参政権を認めていない時代に臨時政府の議会には女性議員がいた。

わずか十条しかない条文のなかの第七条には人類の文化及び平和への貢献が掲げられている。第九条は生命刑、身体刑及び公娼制の全廃を規定しているが、生命刑とは死刑の廃止、身体刑は朝鮮総督府が行っていた笞打刑の禁止、そして公娼制廃止は女性の身体の商品化を認めないということである。この憲章は1948年の「制憲憲法」に引き継がれる。その第一条は国の根本が「民主共和制」であると規定し、臨時政府による建国の正当性、恒久平和が書かれている。現行憲法も第一条第一項に大韓民国が「民主共和国」であること、第二項に大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から出ていると規定している。

映画「暗殺」で韓国では忘れられた革命家「金元鳳」が取り上げられた。彼は上海臨時政府の金九と10項目の合意をした。1 独立開放、2 民主共和制の建設、3 親日派財産の没収、4 国家的危機における企業の国有化、5 土地の農民への分配、6 労働時間の縮減と社会保障、7 経済的社会的にも男女平等、8 言論・出版・集会・結社・信仰の自由、9 国家による義務教育、10 自由・平等・相互扶助に基づいて人類の平和と幸福を促進する、この10項目の中に人類の平和がはいっている。中国で活動していた独立運動家の総意として1942年から左右合作政府となり、韓国独立党が党首、朝鮮民族革命党が副主席の体制が作られた。3つの独立運動、上海臨時政府、華北の朝鮮独立同盟、満州の抗日パルチザンが統合され、民主共和制、自由と平等、進歩を掲げた。そして1947年の制憲憲法には驚くべきことに「社会経済的平等」も盛り込まれた。

三・一運動は2000万人足らずの人口のうち200万人が参加した民族挙げての抗日運動であった。しかし、その後実現されたものとされなかったものがある。朝鮮半島の分断、東アジアの戦争の脅威、世界的な対立が三・一運動の継承を拒んできたためである。韓国の1960年の4・19革命からロウソク革命に至る民主主義の歴史を見ると三・一の精神は継承されてきた。三・一独立運動に参加した名のある人、名のない人たくさんの人たちの夢は民主主義の実現であり、人類の幸福、そして世界平和であった。それを今日継承していくのが私たちの課題である。」

館長の講演から見えてくるものは、今なお死刑を存続させ、都合の悪い国際条約からは離脱をする日本と違いジェンダーの視点の先進性、死刑廃止、平和主義を掲げている点など1919年の三・一運動の段階での上海臨時政府の憲章の先駆性である。三・一運動をあたかも「反日」民族運動であるかのごとく評価することの誤りをあらためて認識させられた講演であった。

今年の三・一節でも文在寅(ムンジェイン)大統領は「朝鮮半島の平和のために日本との協力も強化していきます。「己未獨立宣言書」は三・一独立運動が排他的な感情ではなく、全人類の共存

共生のためのものであり、東洋の平和と世界平和へと歩む道であることを明らかに宣言しました。」と述べると同時に「今日にも有効な私たちの精神」であるとして「過去は変えることはできませんが、未来は変えることができます。歴史を鏡にし、韓国と日本が固く手を結ぶ時平和の時代がはっきりと私たちの側に近づいてくるでしょう。力を合わせ、被害者たちの苦痛を実質的に治癒するとき韓国と日本は心が通じる真の親友になることでしょう」と日本との関係改善のためにも日本の植民地主義の清算が重要であることを提起した。三・一節の大統領演説は、三・一運動が掲げた世界平和、民主主義という普遍的価値を日韓の「未来をかえる」共通の価値観として共有することが重要であることを私たちに教えてくれている。

3 第2部のシンポジウムについて

昨年10月30日の「元徴用工」についての韓国大法院判決が出されて以後、日本政府の対応も大きく影響して「嫌韓」の世論が蔓延して日韓関係が急速に悪化している。日韓関係の今後を考えるため「問題提起」= 討論の素材として「10・30韓国大法院の元徴用工裁判の判決をどう受けとめる？」をテーマに掲げた。

そして集中講義「東アジアと平和」の一環として取り組んだ韓国でのワークショップやフィールドワークを紹介し、学生から「こじれた」日韓関係をどうしていけば良いのかという観点で、これまでの授業やワークショップ・フィールドワークでの学習経験を踏まえて意見を発表してもらいシンポジストからも意見をだしてもらった。時間の都合上、十分な相互討議はできなかったものの日韓の「和解」あるいは相互理解のための「共通基盤」をつくっていくために何が必要かの議論ができた。

〈問題提起〉

韓国大法院判決は「反日」のためにだされた判決か？
事実を伝えようとしない日本政府やマスコミ 日

韓関係を真に未来志向にするのに知らなければいけないこと

昨年10月30日、韓国大法院（最高裁）大法廷は日本の植民地支配下・太平洋戦争中に日本製鉄に強制動員させられた元徴用工被害者4名が訴えた裁判で2012年の大法院（小法廷）判決を受けて出されたソウル高等法院の差戻審判決どおり被害者一人当たり1億ウォンの「強制動員慰謝料請求権」を認め新日鐵住金の上告を棄却した。直接的には企業の行った強制労働に対する損害賠償命令だが、同時に日本政府の植民地支配下の強制労働（奴隷労働）の責任を問う判決であった。この判決は文在寅（ムンジェイン）政権になって突然出された判決ではなく、今回の判決に至るまでに21年にわたる前史がある。²⁾この判決に対して即座に日本政府は「国際法上ありえない判決」「日韓関係の法的基盤を根本から揺るがす」と発言し、以後マスコミも一体となった「法治国家とは言えない韓国」「幼稚な韓国」などのヘイトスピーチまがいの「嫌韓」の言論が日本国内を席卷した。

マスコミ報道などでは紹介されない4人の原告の素顔

呂運澤（ヨウンテク）さん創氏名（宮本運澤）
1923年生まれ→2013年12月死亡

日本製鉄が作成した供託報告書によると宮本雲澤という名前で1943（昭和18）年9月10日に雇用されて、1945（昭和20）年6月11日に「清津転籍」という理由で「給料」50円52銭、「預り金」445円が供託されているという事実が確認されている。彼の口癖は「「当時のお金で牛6頭が買えた。あのお金が貰えていれば私の人生は変わっていた」この思い（トラウマ）を一生持ち続けて人生を送った呂さんに応えることなく彼が亡くなった。2013年のソウル高等法院の判決を生きて迎えられるのがせめてもの慰めである。

〈証言〉

• 操作板に触れて感電し気を失った時水を浴びせられて意識を取り戻しましたが笑っていた。病

院に連れて行かれることもなくほったらかされた。

- 1944年2月頃舎監が「君たちは徴用された」「お前たちの体は、もはやお前たちのものではなく自由はない」と言いました。募集で来た全朝鮮人労働者が徴用された。
- 一月に何回も大正警察署の警官が来て「お前たちのことは会社よりもよく知っている。逃げたら2時間以内に捕まえる」などと脅していたため、逃げて捕まってしまうと考えるようになった。

申千洙（シンチョンス）さん創氏名（平山千洙）
1926年生まれ→2014年10月死亡

日本製鉄が作成した供託報告書によると平山千洙という名前で1943（昭和18）年9月10日に雇用されて1945（昭和20）年6月14日に「清津転籍」という理由で「給料」57円44銭、「預り金」410円が供託されているという事実が確認されている。「会社のために尽くした元社員である私たちになぜ会社はこんなひどい仕打ちができるのか」未払賃金の請求は当然の権利であり、物乞いをしに来たのではないと言ってなにより会社の不誠実な態度に怒りを隠さなかった。

〈証言〉

- 溶鉱炉に石炭を入れて鉄の棒で石炭を分散させる作業に従事したが非常に熱く大変な重労働だった。もっと辛かったのは空気を送る鉄管に満ちている粉じんを掃除する作業。管の高さは1メートル50センチ位、体を曲げたまま100メートル以上もある管を1日の間に掃除する。管の熱が冷めない状態で作業に入るため息が詰まるほどの熱気で大量の汗を流し、食事時間を除きずっと管の中に入って粉じんを吸い込むのでつばを吐けば真っ黒。作業の苦しさは言葉では表現することができない。
- 給料は舎監が全部まとめて受け取って強制的に預金させ、通帳と印鑑は寮長が保管しました。給料を直接受け取りたいと言っても大金を渡せば逃げるから渡せないと言われてもらえなかった。
- 1944年の秋頃に同原告は徴兵検査を受けて、海

軍航空整備兵として徴兵されると聞き徴兵されれば死ぬかも知れないと思い逃げたいと話をしただけなのに呼び出され、舎監が「逃げようとしたら」と木刀で20回位ひどく叩かれ半殺しにされた。舎監の部屋に連れて行かれ腕立て伏せの姿勢でじっとしている体罰を受け姿勢が崩れたらまた殴られた。数えられないほど殴られその後3、4日間は仕事ができず友達に食堂まで脇を抱えてもらって食事に行き来するほどでした。

金圭洙（キムギュス）さん創氏名（金山圭洙）
1929年生まれ→2018年6月死亡

日本製鉄が作成した供託報告書によると金山圭洙という名前で昭和17年（1942年）1月に雇用されて、昭和20年（1945年）9月3日に整理解雇され「工賃上」という名目で40円が供託されているという事実が確認されている。本人は勤務した全期間中、一銭の給料も受けた事実がないと証言している。解放後、社会的な身分もあり家族はもちろん周辺の知人たちにもこのことを話しませんでした。日本政府・企業のあまりにも理不尽な態度に幼い年で賃金を受け取ることができないまま労働させられたことに対する謝罪と補償を求めて2005年に提訴。

〈証言〉

- 幼い年で不慣れな外国に強制動員されてつらい仕事に従事し、お腹もすき、また、親兄弟が恋しくて、日夜泣きながら過ごしました。
- 友人の勧めで一緒に逃走しましたが、捕まり、7日間、拷問と飢えで、恐怖の日々を過ごしました。
- 動員された44ヶ月の間給料を与えられず実家には一銭も送ることもできませんでした。
- 下関港を出航して帰国の途に着きました。玄界灘で台風に遭い漂流し、すべての携帯品を失って対馬に上陸して命拾いました。

李春植（イチュンシク）さん創氏名（小山春植）
1929年生まれ→

日本製鉄が作成した供託報告書によると預貯金

23.80円が供託されている事実を確認できる。これは3年余りの勤務に比して、あまりにも少ない金額。そして、昭和20年（1945年）12月27日に事故で帰国したと記録されていますが実際は、徴兵された後に帰国。釜石製鉄所での3年間賃金を貰えなかったとして2005年に補償を求めて提訴。判決後のインタビューに「私を入れて原告は4人なのに、一人で判決を受けたことがとても辛くて悲しい。一緒に判決を聞くことができなかったことが寂しくてならない。」と答えた。

〈証言〉

- 鉄が溶かされて出てくるとき不純物に足がひっかかって倒れ腹にひどい傷を負い病院で腹を縫った後3ヶ月ほど病院に入院した。作業の途中、日本人が高所から落ちて死亡する事件もあった。技術的な仕事は日本人たちが行い朝鮮人はきつくて危ない仕事に従事した。
- 現金で支給を受けた事実はなく労務課で管理されていたためいくら貯金されたのかも知らなかった。
- 「私は長男だから、故郷に帰らなければならない」と伝えたが月給は一切の支払ってもらうことができず補給品を背負って下関に行き連絡船に乗って帰った。
- 若くして家族と別れて日本製鉄に行き会社のために働き徴兵されてからも危険な目に何度も遭いながら日本で生活した。敗戦前後に日本製鉄も大きい打撃を受けて賃金を支払うことができなかったとしても今となつては、正当な労働の対価を被害者たちに返さなければならない。

「強制連行・強制労働」は侵略戦争を支えるための植民地朝鮮からの計画的動員

「強制連行」の本質は侵略戦争遂行のための労働力の「移入政策」でありILO29号（強制労働）条約違反として度重なる専門家委員会の勧告を受けている。募集・官斡旋・徴用などの形式にかかわらず侵略戦争を支えるために当時日本政府が行った植民地朝鮮からの計画的動員が「強制連行」であった。動員の過程で過酷な労働に従事

させられ多くの犠牲者を生み出したことについて日本政府と強制労働を行った企業の責任は免れない。

- 1938年 4月 国家総動員法制定。
- 1939年 6月 中央協和会を設立。各地の協和会を朝鮮人監視、皇民化のための組織として統合。
- 1939年 7月 国民徴用令が施行される。
- 1939年 7月 「朝鮮人労働者内地移住に関する件」を策定。鉱業や土木建設工事などへの「募集」による労務動員のはじまり。
- 1942年 2月 「労務動員実施計画による朝鮮人労働者の内地移入斡旋要綱」を策定。「官斡旋」の形で労務動員のはじまり。
- 1944年 9月 朝鮮半島に国民徴用令の適用。

「戦後処理」＝植民地支配の責任を先送りにしたサンフランシスコ条約と日韓条約

日本の戦後処理の根幹であるポツダム宣言³⁾にはカイロ宣言⁴⁾に規定する隷属状態の「朝鮮の解放」が盛り込まれたが、冷戦下で締結されたサンフランシスコ条約⁵⁾(1951年)では朝鮮の独立は認めながらも「被植民地国家」であった韓国には戦勝国の地位が与えられなかった。それは西欧植民地宗主国の植民地支配を揺るがすからであった。また第14条で戦勝国については「戦争中に生じさせた損害及び苦痛」の賠償を認める（実際は日本の負担を軽減、放棄）一方で第4条で朝鮮・台湾については「特別の取極」とされその財産の帰属について二国間条約に委ねた。

このように日韓基本条約⁶⁾・請求権協定⁷⁾の前提となったサンフランシスコ条約第4条は韓国大法院が判決で述べているとおり植民地支配下の不法行為による「請求権」は含まれておらず「財産権」処理の規定であった。そして、締結に14年を要した日韓基本条約の最大の争点は日本の植民地支配についての評価であった。韓国政府が1910年の韓国併合以降の植民地支配が違法であり無効であると主張したのに対し日本政府は条約によって

はじめて無効となると主張したため「もはや無効」との表現で双方が都合よく解釈することでようやく締結にこぎつけた。有償・無償の5億ドルの経済援助も「賠償」でなく「独立祝い金」であり経済援助と「請求権」とは「リンク」しないものとされた。

また、日本政府の個人請求権についての見解はもともと原爆訴訟やシベリア抑留訴訟において政府の責任を逃れる方便として個人請求権の存在を認めていたため、1991年当時の条約局長の答弁⁸⁾に代表されるように消滅したのは外交保護権であり個人請求権は消滅していないと主張してきた。その後「請求権は消滅していないが救済されない」⁹⁾と解釈を変更した。いずれにせよ「強制動員慰謝料請求権」が「権利」として消滅したとは日本政府の公式的な立場からも言えないのである。

今回の判決は日本企業に対する損害賠償（民事）事件に対する韓国の裁判所の司法判断であり、韓国政府が日本企業や日本政府に賠償を求めたのではないので、三権分立の立場から韓国政府が「判決を尊重する」のは当然のことであり、日本企業も判決に従うべきである。残る全面的な被害者救済の道を日韓両政府、強制連行を行った企業が主体的に取り組まなければならない。

強制動員被害者の権利回復の問題は日本に根深い差別排外主義と植民地主義を克服する課題と直結している

日本社会は、差別排外主義的な要素を克服できていない。朝鮮学校の高校無償化からの排除の問題や処罰規定を欠き対象を絞った理念法に終わっている「ヘイト対策法」などを見れば明らかである。また、今回の判決を「反日」判決であるという人には、大法院判決の最後の補充意見の結びの言葉が「請求権協定で強制動員慰謝料請求権について明確に定めていない責任は協定を締結した当事者らが負担すべきであり、これを被害者らに転嫁してはならない。」という言葉をしっかり受けとめてほしい。大法院判決は、日韓両政府の妥協の産物として結ばれた日韓条約によって長年にわたり放置されてきた被害者の権利救済に両政府が真剣に取り組むことを要請しているのである。

〈シンポジウムでの議論〉

〈永田貴聖からの韓国語ワークショップの報告要旨〉

「東アジアと平和」を基盤とする大学生・韓国訪問ワークショップ実践の成果と課題」と題して自身の生い立ち（在日コリアン3世・両親が生まれる4年前に日本国籍に変更）を語ってニューカマーの人たちとの出会いをきっかけに「多文化・多国籍・多国籍共存」をテーマに研究を行うようになった自らが拠って立つところを紹介した。

そして韓国で英語ワークショップを開催するにあたって理解を深めるために事前学習のテーマに安重根の東洋平和論を取り上げたことについて「民族・国家の英雄という視点だけではなく、東アジア統合という視点に注目し、東洋平和論者としての安重根の思想を学生に理解してもらうためであったこと、それに加えて日本と朝鮮半島、そして東アジアの国際関係についても理解してもらおうとしたことが報告された。

〈ワークショップ・フィールドワークに参加した3人の学生からの発言要旨〉

経営学部3年生

「2018年韓国英語ワークショップを通じて／ワークショップの印象・学び／光復節をソウルで過ごして」

自らの差別体験を私に語ってくれたロシアと韓国のハーフの友人がいる。韓国のワークショップは7カ国の友人とディスカッションした。その討議で日本人学生があまりにも自国の歴史を知らないということを痛感した。そして様々なバックグラウンドをもつ人間同士が話し合うことによってともに未来を作っていくのにどうするかという実りある議論ができた。そしてワークショップ後に8月15日の光復節を韓国で過ごしたが、ネットなどを見て一抹の不安があった。しかし全く日本人を排除しようというような排他的なことはなかった。日本と韓国の交流が大きく拡大している中で、日本の若者が自国の歴史をしっかり学ぶこと、投票率にみられるような若者の政治への無関心を変えていかなければいけないと思った。そのために

は安重根が言った「真実を自分の目で確かめる」ことが大切だと思った。

文学部2回生

「済州島のフィールドワークを通じて学んだこと」

済州島平和博物館のフィールドワークを通じて地元の人々の声を直接聞いて体感できたことが一番良かった。済州島は、朝鮮半島と日本の間において軍事上重要な位置を占めていたため太平洋戦争末期本土決戦への備えのために島が「要塞化」された歴史がある。今また韓国政府が軍事基地化を進めている。日本軍によって地下に坑道を張り巡らせることによる自然破壊や島民を狩り出している工事の強行などの話を直接聞くことができた。これまで頭の中で考えていたことが、文献や資料でなく被害者の生の声に直接接することで、日韓関係に限らず歴史問題を考えるとき、当事者の話をしっかりと受け止めることが大切であることを実感した。被害者の「感情」の問題をどのようにして解決していけば良いかをこれからも考えていきたい。

経営学部4年学生

「三・一朝鮮独立運動100周年記念シンポジウム」
／自己紹介／ソウルのワークショップにて／
変化した考え／私がすべきこと」

今年3月から韓国の東国大学に留学する。済州島、光州へも一度行ってみたい。お会いできたソウル朴元淳市長は「市民同士お互いが謙虚にリスペクトする関係が国家の間にも反映されれば良い」と私たちに言われた。高麗大学、仁川大学の学生と話していても彼らは日本の歴史を真摯に学ぶし日本をリスペクトしている。そういったことが日本人学生には欠けていると思った。それは日本がアジアの先進国であり韓国は遅れた国であるという奢りから来てるのではないかと感じている。相手に対して謙虚にリスペクトを持って接することが自分自身を振り返ることにもなる。韓国の人々は日本の歴史を学んで日本に来るが日本人で韓国

のことを勉強して行く日本人はいない。韓国に行くまではメディアの情報しか知らず科学的客観的に見ていなかった。私自身韓国をリスペクトして学ぶことがたくさんあると思っている。今回のプレゼンテーションにハングルを入れたのも韓国に人に対してのリスペクトの表れである。より深く学ぶために韓国に留学する。

〈李俊植館長の発言要旨〉

朝鮮独立をめざしてロシア、中国、日本で活動に身を投じた朝鮮の運動家が数多くいた。それぞれが別々のものでなく世界の弱小民族の解放という一つのことをめざしたものであった。日本に来るとき「アンゴラ難民は帰れ」という垂れ幕を見たがいつの時代にも排外主義はある。実は100年前朝鮮の運動家もみんな難民であった。しかし国際主義を掲げた三・一運動の精神は現在に引き継がれている。韓国に植民地歴史博物館を作った時になぜ日本人の寄付を受けるのかという議論があったが、国家間では戦争をしても市民同士が手を取り合うことは可能である。まさにそれが三・一運動の歴史の教訓である。

被害者の視点から問題を見るのが重要との発言があったが、日本軍「慰安婦」問題についても世界的な普遍的課題であるという意味で「性奴隷」という言い方があるが当事者はこの言葉を嫌っている。この言葉を使わないということも被害者の立場に立つことだと思う。また大法院判決が反日判決でなく被害者救済のための判決であるという指摘も重要である。これから日本と韓国そして東アジア、世界的な市民社会の交流と連帯がますます重要となっていく。

〈永田貴聖の発言要旨〉

市民間の交流が重要だと考える。日本だけでなく海外の情報も得るものごとを考えなければならぬ。そのためにも東アジア地域で使われている身近な言語の習得が必要である。そして言葉や文化からはじめて歴史の学習へといったように身近なことから触れて深めていくというのが大切である。このような身近なところから深めるということで「東アジアの未来」といった授業があればいい

と思う。また、80年代民主化以前の戦後の朝鮮半島の歴史を学んでいくことも重要だと感じている。

注

- 1) 大韓民国臨時憲章 (1919年4月11日)
 - 第1条 大韓民国は、民主共和制とする。
 - 第2条 大韓民国は、臨時政府が臨時議政院の決議に依りこれを統治する。
 - 第3条 大韓民国の人民は、男女貴賤及貧富の階級が無く、一切平等である。
 - 第4条 大韓民国の人民は、信教言論著作出版結社集会信書住所移転身体及び所有の自由を享有する。
 - 第5条 大韓民国の人民で公民資格が有した者は、選挙権及被選挙権が有する。
 - 第6条 大韓民国の人民は、教育納税及兵役の義務がある。
 - 第7条 大韓民国は、神の意思により建国した精神を世界に發揮して進み、人類の文化及び平和に貢献するために国際連盟に加入する。
 - 第8条 大韓民国は、旧皇室を優待する。
 - 第9条 生命刑身体刑及び公娼制を全廃する。
 - 第10条 臨時政府は、国土恢復後満一年以内に国会を召集する。
- 2) 大法院判決に至るまでの裁判の経過

1997年12月 日鉄大阪工場に強制連行された元徴用工2名が大阪地方裁判所に提訴 (大阪裁判)

2001年9月 ~5次に渡る韓国の被害者の調査活動を実施

この間に183名の被害者が判明 (生存者48名 遺族135名)

2002年1月 大田市で「日本製鉄徴用被害者」大会を結成

2002年3月 第2回大会

2002年3月・4月 新日鉄交渉 2003年10月 最高裁で棄却

2005年2月28日 日鉄大阪工場、釜石製鉄所、八幡製鉄所に強制連行された元徴用工・遺族ら5名 (大阪裁判の原告含む) が被害者を代表する形でソウル中央地方法院に提訴

2008年4月 ソウル地方法院で原告敗訴 (うち4名が控訴)

2009年7月 ソウル高等法院で原告敗訴

2012年5月24日 韓国大法院判決 高等法院へ差戻し

2012年10月 住友金属工業と合併 「新日鉄住金」へ

2013年3月 元徴用工被害者8名がソウル中央地方法院に提訴 (その後1名を分離) 第2次提訴

2013年7月 ソウル高等法院 (差戻審) で原告1人あたり1億ウォンの支払いを命じる判決

2013年12月 原告呂連澤 (ヨウンテク) 氏死亡

2014年10月 原告申千洙 (シンチョンス) 氏死亡

- 2014年11月 第2次提訴についてソウル中央地方法院が1人あたり1億ウォンの支払いを命じる
- 2016年8月 分離した遺族の裁判でソウル中央地方法院が遺族に総額1億ウォンの支払いを命じる
- 2018年6月 原告金圭洙 (キムギュス) 氏死亡
- 2018年10月30日 大法院判決
- 3) ハ カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ
 - 4) 前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス
 - 5) 連合國構成國であるソビエト連邦は會議に出席したが條約に署名しなかった。連合國構成國の植民地繼承國であるインドネシアは會議に出席し條約に署名したが、議會の批准はされなかった。連合國構成國である中華民国および連合國構成國の植民地繼承國であるインドは會議に出席しなかった。(ウィキペディア)
 - 6) 第二条 一九一〇年八月二日以前に大日本帝國と大韓帝國との間で締結されたすべての條約および協定は、もはや無効であることが確認される。
 - 7) 第一条 日本國は、大韓民國に対し、(a)現在において千八十億圓 (108,000,000,000圓) に換算される三億合衆國ドル (300,000,000ドル) に等しい圓の価値を有する日本國の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力發生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億圓 (10,800,000,000圓) に換算される三千万合衆國ドル (30,000,000ドル) に等しい圓の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約國政府の合意により増額されることができる。(b)現在において七百二十億圓 (72,000,000,000圓) に換算される二億合衆國ドル (200,000,000ドル) に等しい圓の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民國政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本國の生産物及び日本人の役務の大韓民國による調達に充てられるものをこの協定の効力發生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本國の海外經濟協力基金により行なわれるものとし、日本國政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行なうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。前記の供与及び貸付けは、大韓民國の經濟の發展に役立つものでなければならない。
- 第二条 両締約國は、両締約國及びその國民 (法人を含む。) の財産、權利及び利益並びに両締約國及びその國民の間の請求權に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約第四條 (a) に規定されたものを

含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

- 8) 1991年8月27日 参議院予算委員会（柳井俊二）
「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」
以下略
- 9)（柳井条約局長の答弁は）国際法上の概念である外交的保護権の観点から説明したものであり、また、韓国との間の個人の請求権の問題については、先に述べた日韓請求権協定の規定がそれぞれの締約国内で適用されることにより、一方の締約国の国民の請求権に基づく請求に応ずべき他方の締約国及びその国民の法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されることから、法的に解決済みとなっている。このような政府の見解は、一貫したものである。（2018年11月9日付け衆議院初鹿明博議員提出「日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問に対する答弁書」）